

第3回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

1 開催日

令和5年11月1日(水曜日) 午後1時15分～2時45分

2 場所

京都経済センター会議室「6-D」

3 出席者

(1) 委員

上田委員、大川委員、奥野委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、三木委員、元井委員、吉川委員、藤井委員、田邊委員

(2) オブザーバー

カ石人権教育室長、寺井人身安全企画官

(3) 京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、健康福祉部副部長、家庭支援課長、家庭支援課職員、家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、京都府男女共同参画センター副館長

4 議事概要等

(1) 議題

- ① 計画改定に係る中間案について
- ② 数値目標について

(2) 質疑・意見交換

<主な意見>

(関係機関・民間団体との連携について)

- ・ 重点目標4に医療機関との連携が記載されているので、両性の平等委員会や支援体制が整備されている弁護士会との連携に関しても記載が必要。
- ・ 民間団体は外国人に対する支援や住宅支援、就労支援、子どもの見守りや子ども食堂など各分野で活動して支援しているので、計画では該当する各目標の中にさらなる民間団体との連携に関する記載が必要ではないか。
- ・ 民間団体支援団体との連携を促進するために、説明会や情報交換を通じて連携や信頼関係の構築をすることが重要。
- ・ 住宅確保における保証人なしでの契約支援などに取り組む民間団体もあるので、生活の安定と心身回復へのサポートという点でそのような民間団体との連携強化が必要ではないか。
- ・ 民間団体は様々な活動をしており、活用できる団体がある中で、民間団体は財政基盤が脆弱な状況で活動しているところも多いと思うので、経済的支援は重要であり、本人が希望する場合の一時保護委託はもちろん重要だが、同行支援や居場所の提供、カウンセリングなど様々な支援

の中で、被害者本人に経済的な負担がかからないような委託というのも必要ではないか。

- ・関係機関の連携強化により、二次的被害の緩和につながる。

(広報啓発物について)

- ・広報物を作成する場合は、京都府の取組だけでなく、京都市 DV センターなど、府内全域の支援窓口を反映させる必要がある。

(医療機関における啓発・支援)

- ・医療機関での啓発について、チェックシートやパンフレットを待合室に置くことで、DV 被害者が自覚しやすくなるのでは。
- ・一般の医療関係者は家庭支援総合センターやDVセンターなど DV 相談窓口についてあまり知らないので、相談窓口について簡単にわかるものが必要であるとともに、医療関係者向けに DV への対応について研修を行うことが効果的ではないか。

(数値目標について)

- ・一時保護所の設置数だけでなく、実際の一時保護実施割合や件数の記載など民間団体との具体的な連携や活用について数値目標を記載するのが良い。
- ・数値目標 5「DV被害者等への自立支援計画の作成件数」について、現在は家庭支援総合センターや公的シェルターに入所した場合の支援計画の件数ということだが、DV 法定協議会の個別ケース会議で検討した事案についても支援計画を作れると良いと思うので検討いただきたい。
- ・数値目標 7「アウトリーチによる相談・自立支援件数」について、これまでの実績や目標値のアウトリーチ数が少ないので幅広い実施を検討してほしい。
- ・数値目標の順番やカテゴリー化について、具体的な内容に基づいて関連性のあるものをまとめ、府民にわかりやすく示すことが重要。
- ・相談件数については、単なる件数を目標にするだけでなく、相談者が支援や援助、自立にどのように結びついたかを追跡することが必要。

(法定協議会における個別事案の連携強化)

- ・法定協議会において、個別事案の対応方法や実務者会議の頻度、招集機関などの枠組みを検討の上、制度化して、関係機関の連携を強化する必要がある。
- ・現在では守秘義務があるため情報共有が難しい場面があり、地域の支援者にとって情報提供の拒否が支援の妨げになっている状況があるので、法定協議会による縦横の連携の強化を期待したい。
- ・法定協議会の設置により、協議会での決定事項が本人に対し、どこまで強制力を発揮するのか知りたい。

(高齢者の DV について)

- ・重点目標 7 で高齢者に対する支援について記載されているが、高齢者の DV において、認知症や病気の要素が関与している場合が多いので、この視点も理解しておくことが重要。
- ・高齢者同士の夫婦関係における DV では、認知症や病気などの複合的な問題で、互いに支え合いながらも虐待状態で生活していることもある。引き離すとどちらも生活が成り立たなくなるため、ケアマネージャーが認識しながら対応が難しい状況もあるので、ケアマネージャー等地域の支援者を対象に DV 啓発やケーススタディーを行うことが大切。

(地域ごとの連携と支援)

- ・ 市町村や地域間で連携し、生活保護や児童虐待、地域福祉制度など DV 以外の制度や枠組み、各ケースワーカーとも連携・活用しながら様々な形で支援することが重要。
- ・ 若者の DV 被害に対する地域での支援については、今までは支援制度が手薄であったが、DV 法改正により法定協議会が出来るので、これを手掛かりに地域で DV をどのように支援できるか検討することが大事。

(教育と啓発の重要性)

- ・ 学校教育での DV に関する啓発や教育について、年齢の早い段階から取り組むことが重要。
- ・ 性的同意など DV に関連する事象について、若者の関心も高いので、若者に対してどのように啓発できるか検討してほしい。

(児童相談所と市町村の連携)

- ・ DV家庭の子どもへの対応について、DVセンター、児童相談所、市町村での個別ケースの連携のため、要保護児童対策協議会との連携を強化することが重要。